年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1	今回の	なっせ	4.笙	の舞声
Ι.	71410	かつぜ	クノギ	(J) 似 (安

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

国民年金関係 1件

1 件

釧路国民年金 事案 402

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月

平成21年6月に送付された「ねんきん定期便」により記録を確認した ところ、申立期間の保険料が未納とされていたことが分かった。

申立期間の保険料は、酪農業を営んでいた父が、農業協同組合の組合 員勘定で納付してくれており、申立期間の保険料が未納とされているこ とに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料に未納が無く、現在まで25年以上にわたって前納している。

また、申立人の国民年金加入手続を行ったとしている申立人の父親、 母親及び夫は、国民年金保険料を完納しており、申立人の家族の納付意 識は高かったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳では、申立人が20歳になった昭和49年*月から50年2月までの保険料が、同年3月に納付されていたことが確認できるところ、納付意識の高かった申立人の父親が、申立期間の保険料だけ納付しない事情は見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人が住民票を置いていたA町発行の国民年金納付記録通知書及び国民年金被保険者台帳では、当初、国民年金の強制加入被保険者資格喪失日が昭和50年3月1日と記録されていたが、申立人が厚生年金保険に加入したのは同年4月25日であるところ、51年3月に当該資格喪失記録が取り消されていることが確認でき、行政側の記録管理に不手際があったことが否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国 民年金保険料を納付していたものと認められる。

釧路国民年金 事案 403

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から52年3月まで

学生だった当時、離れて暮らしていた母親が自分の国民年金の加入手続を行ったと聞いた。当時の実家は農家のため、農業協同組合の組合員勘定を使って保険料を納付していたと思うので、申立期間が未納・未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、平成9年8月に付番されていることが確認できることから、この時点においては申立期間の国民年金保険料は、時効のため納付することができない。

また、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続をしたとする申立人の母親も既に死亡しているため、国民年金の加入等に関する供述は得られない。

さらに、申立人は申立期間当時、実家のあったA町ではなくB市に居住しており、住民票も同市にあったと供述しているところ、申立人の母親が申立人の国民年金加入手続をA町で行ったとする申立人の供述は、当時の事務とは符合しない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立人が申立期間の 国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。